小作争議調査表

No. 81

（昭和八年十月分）

調停條項

第一條 地主は小作人に昭和十三年度迄引續き小作せしむ、但し右小作期間満了したる時は更に当事者間に於て調停成立の條件にて契約は継續することを得、此の場合は期間満了一年前に申立人より相地主方に対し契約継續の申入を為すこと。

第二條 小作人等は地主方に対し昭和七年度の滞納小作料は一俵（四斗入）に付金八円の割にて換算したる換價金を連帶にて昭和八年十二月十日限り西谷村役場に於て支拂ふこと。

第三條 申立人に於て前條滞納小作料を完納したる時は其の奨勵金として地主等は小作料一石に付金五円の割による金二百三十五円四十五銭を申立人等に支拂ふこと。

第四條 小作人等は昭和八年度以降の小作料は毎年十二月末日限り地主方住宅に持参して支拂ふこと。但し地主中野萬次郎、山家治重に対する納入期は毎年十二月末日限りとし事情により当事者調停の上翌年一月二十日を限度として納入期を延長することを得。

第五條 小作人等に於て地主方等に対し将来天災又は不可抗力により小作料の減額を要求せんとする時は尠くとも刈取り十日以前の適当の時期に要求せんとする減額率を定めて地主方に通告し双方立会検見の上双互に善意を以て適当なる小作料を定むること。若し其の調停整わざる時は小倉区裁判所の証和係全による判定の結果により相互に異議を申述べざること。

第六條 小作人に於て前條地主方に対する小作料減額の請求を為さずして稲を刈取りたる時は減額請求権を放棄したるものと見做す。又地主に於て小作人より前條申出に対する検見調停の要求を受けながら正当の理由なくして之に應ぜざる時は小作人の減額要求を承認したるものと見做し相互に異議を申立ざること。

第七條 小作人等は本件小作地を地主方の承認なくして第三者に転貸又は其の権利を譲渡し得ざること。但し地主方に通知の上承継人の調停條項に於ける小作人の義務を被承継人と連帯して負担することを條件として親子間又は家族の分家の際に於て其の家族に譲渡するは此の限りにあらず。

第八條 地主等に於て小作契約期間に於て財産譲渡其他已むを得ざる理由により本件土地の返還を請求する場合は期間一年に就き反当り金三十円の割にて解約金として小作人に交付すること。但し買受人又は譲受人に於て今一條件にて引續き小作せしむる時は此の限りにあらず。

第九條 小作人等は地主等の承認なくして本件土地に対し必要費又は有益費を投ずるも其の償還を請求することを得ざるものとす。

第十條 正当の理由なくして本調停條項に違反したる時は地主方は小作人に対し何時なりとも無條件にて土地返還の請求を為すことを得、此の場合は小作人は其の請求に対し即時引渡し異議を述ぶることを得ざるものとす。

第十一條 地主方等は福岡地方裁判所小倉支部昭和八年（オ）第四九号、九八号及小倉区裁判所昭和八年度第五〇〇号、五〇一号、五〇二号、五〇三号、五五四号、五六八号、一〇七五号事件は速に之を取下げ小作人は之に同意すること。

第十二條 前條訴訟費用及本件申立費用は各自弁とすること。

財団法人 協調会福岡出張所

備考

近据り込み戦術を講ぜんとせしも所轄警察の厳諭にて退散せり。而して騒擾は十月十日、西谷村及中谷村の三ケ村にて地主糾弾演説会を開催する等解決至難と見られたるが十月十二日西谷村役場に於ける調停委員会にて相方互譲したる結果十月十四日及十月二十六日の二回に亘り円満解決す。今時に左記西谷村、中谷村の紛争中の争議も一括調停の結果解決せり。

発生	場所	発生日報番
昭和八、一、二五	西谷村德吉	五号
〃 一、二五	〃	九号
〃 五、九	中谷村	三八号
〃 六、二九	西谷村德吉	八二
〃 七、二八	〃	一〇五号

（別紙調査表の通）